

議案第29号

目黒区監査委員の選任の同意について
上記の議案を提出する。

平成29年3月22日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区監査委員の選任の同意について
目黒区監査委員に、下記の者を選任したいので、同意を求める。

記

識見を有する者 大 坂 恭 子

(説明) 目黒区監査委員松島達雄は、平成29年3月31日任期が満了するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、この案を提出します。

参 考

地方自治法抜粋

第百九十六条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、都道府県及び前条第二項の政令で定める市にあつては二人又は一人、その他の市及び町村にあつては一人とするものとする。

2～5 （省略）